

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例

【手続きの流れ:許可申請(条例第13条に該当)の場合】

	提出書類等	流れ	注意事項、添付図書等
1	事業計画事前協議書(様式第1号)の提出	事業者→市	<p>【添付図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行規則第6条各号に掲げる添付図書</li> <li>○添付図書提出確認一覧表</li> <li>○誓約書</li> <li>○事業者と土地所有者の名義が違う場合、<u>戸籍謄本等関係性を証明することが出来る書類、もしくは賃貸借契約書・売買契約書等の写し</u></li> <li>●<u>事業開始日・工期等をふまえ、日程的に余裕をもって手続きを進めるとともに、添付図書等に不備が無いよう十分な事前協議を行うこと。</u></li> </ul>
2	事前協議終了通知書(様式第2号)の通知	市→事業者	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通知日の翌日から起算して1年間有効</li> </ul>
3	地元関係者説明実施報告書(様式第6号)の提出	事業者→市	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○4の設置事業許可申請までに提出すること。</li> <li>○条例第9条・第12条、施行規則第4条・第7条を参照すること。</li> <li>○<u>地元関係者の範囲</u>は条例第2条第11号を参照すること。</li> </ul>
4	設置事業許可申請書(様式第7号)の提出  ※手数料納付書の発行 (⇒ 納付)	事業者→市          市→事業者	<p>【添付図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行規則第6条各号に掲げる添付図書。ただし、事業計画事前協議書提出時と変更がない図書については省略することが出来る。省略する場合には、<u>添付図書提出確認一覧表に添付無の理由を記載</u>すること。</li> </ul> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第13条の規定により、設置事業に着手しようとする日の<u>30日前までに申請書を提出</u>すること。</li> <li>○4の設置事業許可申請書の提出時に、許可申請手数料の納付書をお渡ししますので、市役所1F出納室又は市指定の金融機関(郵便局を除く)の窓口でお支払いください。</li> </ul>

5	許可通知書(様式第10号)、不許可通知書(様式第11号)の通知	市→事業者	
6	設置事業着手届(様式第12号)の提出	事業者→市	<b>【注意事項】</b> ○条例第14条の規定により、設置事業に着手する日の10日前までに提出すること。 ○太陽光発電設備の場合、パワコン・パネル毎の製品番号が分かる書面(リスト)を提出すること。(完了届時でも可)
7	設置事業完了届(様式第13号)の提出	事業者→市	<b>【注意事項】</b> ○様式中、設置事業(中断・再開・廃止)届は、必要に応じて提出すること。 ○工事の内容が分かる写真を添付すること。(着工前・完了後、フェンス、標識の表示内容が分かるもの。)
8	発電事業開始届出書(様式第16号)の提出	事業者→市	
9	発電設備状況報告書(様式第17号)の提出	事業者→市	<b>【注意事項】</b> ○条例第17条、施行規則第12条の規定により、発電設備の稼働状況等を年1回報告すること。
10	発電事業終了届(様式第19号)の提出	事業者→市	○条例第22条の規定より、届け出ること。
11	発電設備撤去処分報告書(様式第20号)の提出	事業者→市	○条例第22条の規定より、届け出ること。

**【手続きの流れ: 事業計画届出(条例第15条に該当)の場合】**

※『1、2、4、5』の手続きは、必要ありません。

設置事業に着手しようとする日の30日前までに、設置事業計画届出書(様式第14号)を提出してください。※添付書類は、事前協議書と同様です。

『6』以降の手続きは許可申請の場合と同様になります。